

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和元年  
7月2日  
(火曜日)

## 目 次

- 規則  
山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（経営金融課）……………一
- 告示  
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）……………一  
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の休止の届出（厚政課）……………二  
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）……………二  
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定（厚政課）……………二  
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（三件）（道路建設課）……………二
- 公告  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（商政課）……………五  
職業訓練指導員試験の実施（労働政策課）……………六  
土地改良区役員の届出（農村整備課）……………七
- 選管告示  
公職選挙法施行規程の一部改正……………八
- 公安委告示  
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正……………八  
公安委告示……………九

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。



令和元年七月二日

### 山口県規則第四号

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十四年山口県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「年〇・二パーセント」を「年〇・一五パーセント」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の山口県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 平成三十一年三月三十一日以前に改正前の山口県中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づいて貸付けの決定をした貸付金については、なお従前の例による。



### 山口県告示第七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和元年七月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
宇部フロンティア大学付属 文京クリニック	宇部市文京町二番二二号	平成三二、三、三一
光市立光総合病院	光市虹ヶ浜二丁目一〇番一号	四、三〇
みんなの薬局	光市赤妻町三番三三一二	三、三一
若松薬局	萩市大字東田町三九	〃
トータス薬局光店	光市室積中央町四番一〇号	〃

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

令和元年七月二日

名 医	東洋鋼鈹診療所	名 医	山口県知事
療 称	下松市大字東豊井二二八九の一	療 称	村岡 嗣 政
所 在 地	平成三二、四、一	所 在 地	休止年月日

山口県告示第八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年七月二日

名 医	光市立光総合病院	名 医	山口県知事
療 称	光市光ヶ丘六番一号	療 称	村岡 嗣 政
所 在 地	令和元、五、一	所 在 地	指定年月日
	寿薬局厚南店		光市厚南中央一丁目二番六五号
	セブン薬局光ヶ丘店		光市光ヶ丘三番三号
			令和元、五、一
			令和元、六、一
			令和元、五、一

山口県告示第八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年七月二日

居宅介護事業者	有限会社楽庵	居宅介護事業者	山陽小野田市通所介
氏名又は名称	宇部市大字奥万倉三六一の二	氏名又は名称	大字有帆一二九六
住所又は主たる事務所の所在地	笑家	住所又は主たる事務所の所在地	平成三一、四、一
名称	デイサービス	名称	指定年月日
所在地	山陽小野田市	所在地	指定年月日
種類	通所介護	種類	指定年月日

山口県告示第八十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項の規定により、一般国道四三四号道路改良（高鉢山第二トンネル）工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和元年七月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 一般国道四三四号道路改良（高鉢山第二トンネル）工事
- (一) 工事場所 岩国市錦町宇佐字樋ノ尾から同市錦町宇佐字大滝までの間
- (二) 工事の概要

工 法	延 長	道 路 幅 員
ナトム工法	一八九・〇メートル	一〇・二五メートル（車道六・〇メートル）

- 二 経営規模等入札参加資格
  - 一 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。
  - (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
  - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
  - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
  - (二) 共同企業体の代表者の令和元年七月一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が九百以上であること。
  - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上

であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県岩国土木建築事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

令和元年七月二日から同月二十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和元年八月二十二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県岩国土木建築事務所(電話〇八二七―二九一―一五四〇)にすること。

山口県告示第八十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、一般国道四九〇号道路改良(東の山トンネル)工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和元年七月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 一般国道四九〇号道路改良(東の山トンネル)工事

- (一) 工事場所 美祢市美東町絵堂字東ノ山地区
- (二) 工事の概要

工 法	延 長	道 路 幅 員
ナトム工法	二九〇・〇メートル	一三・五メートル(車道七・〇メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。)を受けていること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の令和元年七月一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書の提出場所

山口県宇部土木建築事務所 宇部市琴芝町一丁目一番五〇号

(四) 申請書の提出期間及び時間

令和元年七月二日から同月二十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和元年八月二十二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部土木建築事務所(電話〇八三六一二一七一二五)にすること。

山口県告示第八十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、一般国道四九〇号四号橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和元年七月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 一般国道四九〇号四号橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工)

- (一) 工事場所 萩市大字明木字横瀬仏木及び字仏木地内
- (二) 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
鋼二径間連続非合成鋼桁形式橋りょう	八四・〇メートル	一六・三五メートル (車道二〇・五メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。)を受けていること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和元年七月一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の鋼橋上部工事の数値が千百以上(県内に主たる営業所又は鋼構造物を製作する工場を有する者にあつては、九百以上)であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書の提出場所

山口県萩土木建築事務所 萩市大字江向五三一番地の一

(四) 申請書の提出期間及び時間

令和元年七月二日から同月二十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

令和元年八月二十二日までに発送する。  
四 その他

この審査についての問合せは、山口県萩土木建築事務所（電話〇八三八―二二一〇〇四三）にすること。



（四六）大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、令和元年七月二日から同年十一月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年七月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ阿知須店

所在地 山口市阿知須五八七〇の八

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ナフコ 住所 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 代表者の氏名 石田 卓巳

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の所在地	吉敷郡阿知須町五八七〇の八	山口市阿知須五八七〇の八

四 届出年月日

令和元年六月五日

五 変更年月日

平成十七年十月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ阿知須店  
所在地 山口市阿知須五八七〇の八

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ナフコ 住所 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 代表者の氏名 石田 卓巳

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	深町 勝義
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ナフコ	石田 卓巳

四 届出年月日

令和元年六月五日

五 変更年月日

平成三十年六月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ山口店新館

所在地 山口市朝田七五三の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ナフコ 住所 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 代表者の氏名 石田 卓巳

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	深町 勝義
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ナフコ	石田 卓巳

四 届出年月日

令和元年六月五日

五 変更年月日  
平成三十年六月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ホームプラザナフコ阿知須店資材館  
所在地 山口市阿知須五八七〇の一四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 石田 卓巳

三 変更に係る事項の概要  
株式会社ナフコ

大規模小売店舗の所在地	変更	変更	変更
吉敷郡阿知須町五八七〇の一	変更	変更	変更
山口市阿知須五八七〇の一四	変更	変更	変更

四 届出年月日  
令和元年六月五日

五 変更年月日  
平成十七年十月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ホームプラザナフコ阿知須店資材館  
所在地 山口市阿知須五八七〇の一四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 石田 卓巳

三 変更に係る事項の概要  
株式会社ナフコ

大規模小売店舗の名称及び所在地	変更	変更	変更
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更	変更	変更
深町 勝義	変更	変更	変更
石田 卓巳	変更	変更	変更

四 届出年月日  
令和元年六月五日

五 変更年月日  
平成三十年六月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ホームプラザナフコツーワンスタイル山口市店  
所在地 山口市朝田七八二の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 石田 卓巳

三 変更に係る事項の概要  
株式会社ナフコ

大規模小売店舗の名称及び所在地	変更	変更	変更
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更	変更	変更
深町 勝義	変更	変更	変更
石田 卓巳	変更	変更	変更

四 届出年月日  
令和元年六月五日

五 変更年月日  
平成三十年六月一日

(四七) 職業訓練指導員試験の実施  
職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。  
令和元年七月二日

一 試験を行う免許職種及び試験の方法  
(一) 免許職種  
山口県知事 村岡 嗣政

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一に掲げる免許職種

(二) 試験科目

学科試験のうちの指導方法

二 試験の日時

令和元年九月四日（水曜日）午前十時から午前十一時三十分まで

三 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地  
山口県セミナーパーク

四 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。

(一) 法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者

(二) 受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちに関連学科の免除を受けることができない者

五 受験申請書の受付期間

令和元年七月二十三日（火曜日）から同年八月六日（火曜日）までは、八月六日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受験申請書の提出先

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）

七 提出書類

(一) 受験申請書及び履歴書

(二) 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。）

(三) 技能検定合格証書等受験資格を証する書面

八 受験手数料

三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和元年九月十二日（木曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその

旨を知事に申し出ること。  
十 その他

(一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部労働政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験申請書請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部労働政策課産業人材育成班（電話〇八三一九三三三三三四）にすること。

(四八) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

令和元年七月二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 就任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏 名 住 所

下関市菊川町土地改良区 理 事 林 哲也 下関市菊川町大字日新二三三五

浅野 東雄 菊川町大字久野一一九三の三

松井 良男 菊川町大字上大野四二〇

上野 幹成 菊川町大字貴飯五五七

倍田 和紀 菊川町大字吉賀一四五九

三浦 浩志 菊川町大字鱒井一九六の一

藤谷 徹也 菊川町大字下岡枝五六八

窪田 良二 菊川町大字上田部五六三の一

福永 孝雄 菊川町大字上岡枝二九三

藤田 清實 〃 〃 四四二

宗田 正雄 菊川町大字上保木七四四

今井 保弘 菊川町大字檜崎七七四の二

二 退任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏 名 住 所

区 下関市菊川町土地改良 理事 林 哲也 下関市菊川町大字日新二三五

浅野 東雄 菊川町大字久野一一九三の三

長田 仁志 菊川町大字橋崎四九三

藤山 敏雄 菊川町大字東中山一四九

加藤 實雄 菊川町大字吉賀六九六の四

伊藤 眞一 菊川町大字七見七五八の二

内田 久晴 菊川町大字下岡枝一九四の三

池田 薫 菊川町大字上岡枝一五六九

安永 敏雄 菊川町大字下大野五〇五の六

中原 幸雄 菊川町大字上田部七四五

山名 淳男 菊川町大字貴飯一三四一

藤谷 徹也 菊川町大字下岡枝五六八



山口県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法施行規程(昭和四十四年山口県選挙管理委員会告示第十号)の一部を次のように改正する。

令和元年七月二日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

第四十一条第一項中「に黒色の色素により記載した掲載文一通及び写真一枚」を「(県委員会が提供する当該原稿用紙に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。次条において同じ。)に無彩色で記載し、又は記録した掲載文及び写真(電磁的記録を含む。以下同じ。)」に改め、同条第二項中「記載したもの」の下に「(電磁的記録にあつては、候補者の上半身を撮影したもの)」を加える。

第四十二条第一項中「(以下「原稿用紙」という。)」を削り、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第二項中「原稿用紙の交付」の下に「(電磁的記録の提供を含む。)」を加える。

第四十三条第二項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第三項中

「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第四項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

別記第一号様式及び別記第二号様式中「平成何年何月何日」を「令和何年何月何日」に改める。

別記第三号様式から別記第三号様式の三までの規定中「平成何年何月何日」を「令和何年何月何日」に改める。

別記第四号様式中「平成何年何月何日」を「令和何年何月何日」に改める。

別記第五号様式中「平成何年何月何日」を「令和何年何月何日」に改め、同様式の備考2中「平成何年何月何日」を「令和何年何月何日」に改める。

別記第六号様式中「平成何年何月何日」を「令和何年何月何日」に改める。

別記第七号様式及び別記第八号様式中「平成何年何月何日」を「令和何年何月何日」に改める。

別記第九号様式から別記第十一号様式までの規定中「平成何年何月何日」を「令和何年何月何日」に改める。

別記第十二号様式中「平成何年何月何日」を「令和何年何月何日」に改める。

別記第十三号様式から別記第十四号様式までの規定中「平成何年何月何日」を「令和何年何月何日」に改める。

別記第十五号様式中「平成何年何月何日」を「令和何年何月何日」に改める。

附則

この規程は、令和元年七月二日から施行する。



山口県公安委員会告示第十号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正する。

令和元年七月二日

山口県公安委員会

表山口県山南警察署の部新山口駅前交番の項所管区の欄中「小郡光が丘」の下に「、小郡かぜの丘」を加える。



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和元年七月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量  
通信指令システム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和元年五月二十四日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
日通商事株式会社 東京都港区海岸一丁目一四番二二号
- 六 落札金額  
十四億三千三十五万二千円
- 七 入札公告日  
平成三十一年四月五日
- 八 その他
  - (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣 政
  - (二) 調達方法  
借入れ
  - (三) 落札方式  
最低価格

令和元年七月二日  
印刷  
令和元年七月二日  
発行

発行人  
所

山口県知事  
山口市